◎福祉

介護保険

介護保険の加入

▸保健福祉課高齢者支援係☎IP53－3155

《被保険者》
・第１号被保険者　65歳以上の方
・第２号被保険者　40歳以上65歳未満の医療保険加入者

《保険料の納付》

区分		保険料の金額	保険料の納め方
第１号被保険者（65歳以上）	年金が年額18万円以上の方	所得や課税状況などに応じて決まります	原則として年金からの天引き（特別徴収） ※年度の途中で６５歳になった方、他市町村から転入した方などは、一定の期間特別徴収ができません
	年金が年額18万円未満の方		町から送付される納付書の納期に従って納めます（普通徴収）
第２号被保険者（40歳以上65歳未満）		加入している医療保険ごとに計算されます	医療保険の保険料と合わせて納めます

介護サービスを利用するには

▸保健福祉課高齢者支援係☎IP53－3155

《要介護認定》
介護サービスを利用するためには、要介護認定を受けることが必要です。保健福祉課高齢者支援係で申請を行ってください。申請は本人のほか、家族が行うこともできます。

〇申請に必要なもの
・介護保険被保険者証　・医療保険の被保険者証（第２号被保険者のみ）
・主治医（かかりつけ医）の氏名、病院名を記載したメモ

《介護サービスの種類》

居宅で利用するサービス	・訪問介護　・訪問入浴介護　・訪問リハビリテーション　・訪問看護 ・居宅療養管理指導　・通所介護※　・通所リハビリテーション　・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護　・特定施設入居者生活介護　・福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入　・住宅改修費の支給　・認知症対応型通所介護※ ・認知症対応型共同生活介護※　・小規模多機能型居宅介護※　・夜間対応型訪問介護※ ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※　・地域密着型通所介護 ・看護小規模多機能型居宅介護※ ※印のサービスは、現在月形町では利用できません
施設に入所して利用するサービス	（要支援１・２の方は利用できません） ・介護老人福祉施設　・介護老人保健施設　・介護療養型医療施設※　・介護医療院※ ※印の施設は、現在、月形町にはありません

《ケアプランの作成》
要介護認定を受け、居宅サービスを利用する場合は、要介護１～５の方は居宅介護支援事業所に、要支援１・２の方は地域包括支援センターにケアプラン（介護サービス計画）の作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用することになります。

高齢者

高齢者の生活を支えるサービス

▸保健福祉課高齢者支援係☎IP53－3155

種類	対象者	内容	問合せ先
配食サービス	・70歳以上の独居 ・70歳以上の夫婦世帯	調理が困難な方に、週３回（月・水・金）夕食を届けることで、食生活の改善と安否確認を行います。	月形町社会福祉協議会 ☎ 53-2928
除雪サービス	・全員70歳以上の世帯 ・見守り事業対象世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯	自力で除雪が困難な場合に、玄関、窓、暖房用排気口付近の除雪を行います。	
福祉有償運送	・要介護認定を受けている方 ・障害者手帳をお持ちの方	公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車による送迎サービスを行います。	
おむつ代助成	・65歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方	紙おむつや尿とりパットの購入費用の一部を助成します。	
生活支援サービス事業	・おおむね65歳以上の方 ・心身に障害をお持ちの方	生活支援が必要な方のお宅に訪問し、有償で家事援助や身体介護のサービスを提供します。	
ふれあい見守り推進事業	・70歳以上の独居 ・全員75歳以上の世帯 ・障害者世帯	月１～２回程度、訪問や電話により対象者の安否確認を行います。 ※詳しくはＰ78をご覧ください	保健福祉課 高齢者支援係 ☎ 53-3155
ぬくもり福祉券の交付	・70歳以上の方	月形温泉、はーとハイヤー、札沼線バス月形当別線、札沼線バス月形浦臼線、福祉有償運送、配食サービス、除雪サービスの利用または福祉施設が運営する店舗の商品の購入に使用できる助成券を年間１万円分交付します。 ※詳しくはＰ77をご覧ください	
屋根雪除雪助成事業	・全員70歳以上の世帯 ・見守り事業対象世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯	自力では屋根雪の除雪が困難で、経済的にも支援が必要な世帯に対し、除雪費用の一部を助成します。 ※詳しくはＰ77をご覧ください	

種類	対象者	内容	問合せ先
在宅高齢者短期宿泊事業	要介護認定非該当の ・65歳以上の方	対象者が一時的に自宅で生活できなくなった場合に、施設で短期間お預かりし、身の回りのお世話をします。	保健福祉課 高齢者支援係 ☎ 53-3155
あんしんバトン（救急医療情報キット）の配付	・70歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方	緊急時に備え、連絡先、かかりつけの病院、病名、内服薬などの情報をまとめて保存する容器を配付します。	
家族介護応援手当	・要介護３以上の方を介護しているご家族 ・障害程度区分４以上の方を介護しているご家族	在宅介護をしているご家族に対し、月額２万円の応援手当を支給します。 ※詳しくはＰ76をご覧ください	
訪問看護利用者交通費助成	・医療保険で訪問看護を利用する方 ・介護保険で訪問看護を利用し、別途交通費が発生する方	訪問看護を利用する際の交通費を助成します。	
養護老人ホームへの入所措置	・65歳以上で、世帯の住民税所得割非課税かつ本人の預貯金が基準額以下で、家族による介護が困難な方	家族や住居の状況により在宅生活が困難な方を養護老人ホームに入所措置します。	

※それぞれのサービスの利用料や助成額については、問い合わせ先へご確認ください

高齢者に関する相談

▸保健福祉課高齢者支援係☎IP53－3155

〇地域包括支援センター
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、さまざまな面で支援を行う総合相談窓口です。

活動と交流

▸下記窓口

〇月形町高齢者事業団　▸☎37-2777
おおむね60歳以上で働く意欲のある方に、これまでの経験や技術を生かしてできる仕事を提供しています。会員制で登録が必要です。

〇老人クラブ
▸月形町老人クラブ連合会事務局（月形町社会福祉協議会内）☎53-2928
60歳以上の方はどなたでも入会できます。各単位クラブの活動や連合会の行事などがあります。

後期高齢者医療

制度の概要

▸住民課戸籍保険係　☎IP53－2323

《対象者》
⑴　75歳以上の方
⑵　65歳以上75歳未満の方で一定の障がいのある方
《保険証》
　後期高齢者医療保険証は、病院などにかかるときに提示する保険証です。はがきサイズで一人ひとりに１枚ずつ交付します。有効期間は１年間（８月１日～７月31日）で、毎年７月中には新しい保険証を簡易書留にて郵送します。

《資格取得・喪失などの各手続き》

	こんなとき	必要なもの・手続き
取得	75歳になるとき	手続きは不要です。75歳の誕生日までに保険証を簡易書留にて郵送します。
	65歳～74歳で一定の障がいのある方が、後期高齢者医療へ加入しようとするとき	本人確認できるもの 障がいの程度を証明できるもの（身体障害者手帳、療育手帳など）
	生活保護が廃止されたとき	廃止決定がされてから１週間前後で保険証を送付します。
	転入されるとき	転入の届出をされると、１週間前後で新しい住所に保険証を送付します。
喪失	他の市町村へ転出するとき	転出の届出をされる際に保険証をお返しいただきます。
	生活保護が開始されたとき	保険証をお返しください。
	亡くなったとき	保険証をお返しください。 ※葬祭費の支給手続きなどもありますので、その際にお返しください
その他	転居するとき	転居の届出をされると、１週間前後で新しい住所に保険証を送付します。新しい保険証が届きましたら今までの保険証はお返しください。
	紛失したとき 汚したとき	本人を確認できるもの ※即日再発行します

保険給付

▸住民課戸籍保険係　☎IP53－2323

病気やけがで医療を受けるときは、後期高齢者医療保険証の提示で、医療費の一部負担金が原則１割（現役並み所得者は３割）になります。

《区分･自己負担限度額》

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">自己負担限度額</th></tr>
<tr><th>外来〔個人単位〕</th><th>外来＋入院〔世帯単位〕</th></tr>
<tr><td rowspan="3">現役並み所得者</td><td>課税所得　690万円以上</td><td>現役Ⅲ</td><td colspan="2">252,600円＋（医療費－842,000円）×１％
【多数回該当：140,100円】</td></tr>
<tr><td>課税所得　380万円以上</td><td>現役Ⅱ</td><td colspan="2">167,400円＋（医療費－558,000円）×１％
【多数回該当：93,000円】</td></tr>
<tr><td>課税所得　145万円以上</td><td>現役Ⅰ</td><td colspan="2">80,100円＋（医療費－267,000円）×１％
【多数回該当：44,000円】</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般</td><td>8,000円
【年間上限額：144,000円】</td><td>57,600円
【多数回該当：44,000円】</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住民税非課税世帯</td><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

《高額療養費》

１カ月（月の１日から末日まで）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる方には、診療月から概ね３～４カ月後に申請のお知らせが届きます。申請は初回のみ必要で、それ以降発生した高額療養費については申請した際の口座へ自動的に振り込まれます。

《限度額適用認定証》

入院などにより医療費の負担が高額になる場合にはあらかじめ市町村に申請して認定証の交付を受け、医療機関などの窓口に提示することで同一の医療機関での同一月の自己負担額を高額療養費の限度額までとすることができます。申請は初回のみで、それ以降は毎年保険証の更新とあわせて郵送されます。

上記表の区分が現役Ⅲ又は一般に該当する方は交付されず、保険証のみの提示で該当する区分の自己負担限度額が適用されます。

《入院時食事療養費・生活療養費》

入院した時の食事代は他の診療などに係る費用とは別に負担することとなります。住民税非課税世帯はあらかじめ市町村に申請して標準負担額減額認定証の交付を受け医療機関の窓口で提示することが必要です。

《療養費、葬祭費》

	こんなとき	支給額	必要なもの・手続き
療養費	急病などでやむを得ず保険証を持たずに受診したとき	自己負担分を除く金額	後期高齢者医療保険証 領収書 診療報酬明細書
	医師が必要と認め、コルセットなどの治療用装具を作ったとき ※補装具など		後期高齢者医療保険証 領収書 医師の証明書
	海外で診療を受けたとき		後期高齢者医療保険証 診療内容明細書およびその翻訳文 領収明細書およびその翻訳文 パスポート
葬祭費	亡くなったとき	３万円	亡くなった方の後期高齢者医療保険証 喪主の方の通帳 葬祭を行った日がわかるもの （会葬礼状、領収書など）

障がい者

《手帳の種類》

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

心身や精神に障がいがある方に交付されます。手帳を持っていると、障がいの程度に応じて各種福祉制度が受けられます。

各相談窓口

▸下記窓口

相談内容	窓口	備考
一般相談	保健福祉課地域福祉係 保健福祉課保健係 ☎53-3155	福祉サービス、支援施策に関する助言、日常生活全般の相談援助、専門機関の紹介、権利擁護のための必要な援助、その他必要な相談支援
一般相談（委託）	雪の聖母園ビンクルム ☎35-9595	福祉サービス、支援施策に関する助言、日常生活全般の相談援助、専門機関の紹介、権利擁護のための必要な援助、その他必要な相談支援
子どもの発達相談	保健福祉課地域福祉係 保健福祉課保健係 ☎53-3155 子ども発達支援センターつみき園 ☎24-2810	発達の遅れや障がいのある児童とその家族への相談支援
権利擁護	保健福祉課地域福祉係 ☎53-3155 雪の聖母園ビンクルム ☎35-9595	障がいの種類を問わず、悩みや問題などを持つ方への相談支援
虐待・差別相談	地域相談員 （保健福祉課地域福祉係） ☎53-3155	地域において直面する、虐待や差別などに関する事案や障がい者の暮らしづらさに関する相談支援

※各手当等には所得などの制限があるものがあります

各種補助や助成

▸保健福祉課地域福祉係　☎IP53－3155

《特別児童扶養手当》

〇対象　　身体または精神的に重度または中度以上の障がいがある 20 歳未満の児童を監護・養育している方

〇支給額　１級　月額 52,400 円２級　月額 34,900 円

《障害児福祉手当》

〇対象　　20 歳未満で、常時介護を必要とする心身障がいのある方（障がいの程度が身体障害者手帳１級・２級の一部または療育手帳 A 判定の一部と同じ状態にある方）

〇支給額　月額 14,850 円

《特別障害者手当》

〇対象　　著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で20歳以上の方

〇支給額　月額27,300円

《家族介護応援手当（障がい）》

〇対象　　障害支援区分４～６と判定された方と同一住宅で生活し、介護されている方
〇支給額　月額20,000円
※詳しくはＰ76をご覧ください

《子ども発達支援利用者負担額の助成》
　子どもの発達を支援するため、児童発達支援事業や放課後等デイサービスを利用する子どもの保護者に対し、利用者負担額を全額助成します。
※児童発達支援事業、放課後等デイサービスとは、通所によって、子どもの集団生活への適応訓練などを行うサービスです

《子ども発達支援等訓練通所に係る交通費の助成》
〇対象　　児童発達支援事業、放課後等デイサービスを利用した児童の保護者
〇支給額　交通費の１／２

《人工透析通院に係る交通費の助成》
〇対象　　腎臓機能障害のため医療機関に通院し、人工透析治療を受けている方
〇支給額　交通費の１／２

《精神障がい回復者訓練通所に係る交通費の助成》
〇対象　　精神障がい回復者の社会復帰訓練のため町外の関係施設に通所する方
〇支給額　交通費の１／２

《自動車改造費の助成》
〇対象　　身体障害者手帳３級以上の肢体不自由者で、普通自動車を所有し、使用する方
〇支給額　１人当たり100,000円以内

《運転免許取得費の補助》
〇対象　　身体障害者手帳４級以上の方
〇支給額　１人当たり105,000円以内

《成年後見制度の利用に要する補助》
〇対象　　認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者
〇支援内容　自己負担分の全額または一部を補助します
　　①審判の申立て
　　②申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料など
　　③業務に対する報酬などに関する支援

《介護用車両購入費の助成》
〇対象　　移動に際し日常的に車いすなどを利用し在宅で生活する方で、身体障害者手帳２級以上の方、
　　障がいの種類が下肢機能障がいまたは体幹機能障害の場合は３級以上の方
〇支給額　補助対象経費の１／２

《軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用の助成》
〇対象　　身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児
〇支給額　補聴器の購入または修理に要する費用の額（算定基準を超える場合は基準額）の２／３を助成。
　　ただし、生活保護世帯・住民税非課税世帯については全額となります。
※詳細はＰ74をご覧ください。

重度心身障がい者医療助成事業

▸住民課戸籍保険係　☎IP53－2323

《対象者》

月形町内に住民登録があり、各健康保険の被保険者（65歳以上75歳未満の方については、後期高齢者医療に加入していること）で次に該当する方です。

・身体障害者手帳１級・２級・３級（※）の交付を受けている方
　※３級は、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害に限る
・児童相談所から重度の知的障がいと判定された方、または、療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている方
・精神保健福祉センターまたは精神科を標榜する医療機関の医師において、重度の知的障がいと判定された方
・精神保健福祉手帳１級の交付を受けている方
　※生計を維持している方の所得が一定基準を超える方は対象外です

《手続きに必要なもの》

・健康保険証　・印鑑　・市区町村税所得課税証明書（転入された方のみ）
・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、または、重度の知的障がいと診断された判定書

《助成内容》

交付を受けている手帳や世帯の町民税の課税状況などにより次のとおり助成されます。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>入院</th><th>通院</th><th>受給者証の表示</th></tr>
<tr><td colspan="2">３歳未満</td><td rowspan="2">初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔整270円）を除く自己負担額を助成</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">障初
老初</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非課税世帯</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>精神保健福祉手帳１級</td><td>助成対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">課税世帯</td><td>その他</td><td colspan="2">総医療費の１割を除く自己負担額を助成
（１割は自己負担することになります）</td><td rowspan="2">障課
老課</td></tr>
<tr><td>精神保健福祉手帳１級</td><td>助成対象外</td><td>【月額上限】入院57,600円
通院18,000円</td></tr>
</table>

自立支援医療

▸保健福祉課地域福祉係　☎IP53－3155

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

《対象者》

〇育成医療
　身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）
〇更生医療
　身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
〇療養介護医療
　病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方
〇精神通院医療
　精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

※障害者総合支援法などに基づく自己負担があるものがあります

※事前に申請が必要です

その他障がい福祉サービス

▸保健福祉課地域福祉係　☎IP53－3155

《居宅介護（ホームヘルプ）》
身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）または難病患者などのいる家庭にホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

《短期入所（ショートステイ）》
在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）または難病患者などを介護している方が、病気などの理由で家庭での介護ができない場合、施設で一時的にお世話します。

《障害児通所支援》
在宅の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

《補装具費の支給》
身体障がい者（児）、難病患者などの身体機能を補うため、補聴器や車いすなどの購入や修理、貸与にかかる費用を支給します。
※原則厚生労働省が定める基準における支給上限額の１割の利用者負担があります。課税状況に応じて負担上限額の設定があります。また、給付対象者および種目は障がいの部位や程度により異なります
※介護保険制度など他の制度により貸与・給付を受けれらる方は、品目により利用できない場合があります

《日常生活用具の給付》
身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）または難病患者などの方に、特殊寝台・入浴補助用具などの日常生活用具を給付します。
※原則、１割の利用者負担があります。課税状況に応じて負担上限額の設定があります。また、給付対象者および種目は障がいの部位や程度により異なります
※介護保険制度など他の制度により貸与・給付を受けれらる方は、品目により利用できない場合があります
※障害者総合支援法などに基づく自己負担があるものがあります
※事前に申請が必要です

《地域活動支援センター事業「むぅ～ん」》
障がいのある方もない方も日中活動の場として利用でき、月形町社会福祉協議会とボランティアスタッフによる支援の下、木工や編み物などの創作活動やカラオケ、ボウリングなどのレクリエーション活動を行っています。
※障がいのない方とは、介護保険法などの適用を受けていない40歳以上の方

《移動支援事業》
屋外での移動が困難な障がい者（児）の自立した日常生活および社会生活を支援するため、ガイドヘルパーを派遣し外出時の必要な援助を行います。

《日中一時支援事業》
障がい者（児）の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援や負担軽減を図るため、施設で一時預かりや社会に適応するための訓練、送迎を行います。

《生活サポート事業》
福祉サービス（介護給付費）で支給決定されていない方へ、日常生活に係る家事全般の支援を行います。

《手話通訳者の派遣》
聴覚障がい者などの方からの依頼に応じて、聴覚障がい者と健聴者の意思の疎通を図るため、無料で手話通訳者を派遣します。
※依頼の内容により派遣できない場合があります

《ヘルプマーク、ヘルプカード》
援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方に対し、町民全体で合理的配慮を提供しやすい環

境を作っていくため、ヘルプマークおよびヘルプカードを配付しています

日常生活自立支援事業

▸月形町社会福祉協議会　☎IP53－2928

高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方を対象に福祉サービスの利用の手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いします。

利用料金は、1回（1時間程度）1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。

サービス名	サービス内容	サービスのしくみ
①福祉サービス利用援助（基本事業）	○福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い ○利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝い	ご相談を受けた自立生活支援専門員が訪問し、具体的な困りごとについてお話を聞き、提供するサービスの計画（生活支援計画）を作ります。 利用されるご本人と契約を結んだ後は、この計画に基づいて登録されている生活支援員が、ご本人のもとに伺って、サービスを提供します。
②日常的金銭管理サービス	○公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い	
③書類等のお預かりサービス	○定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり	

生活福祉資金貸付事業

▸月形町社会福祉協議会　☎IP53－2928

他の制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯または高齢者世帯で生活に困窮している世帯に対し、生活に必要な資金を貸付けする制度です。

対象世帯	貸付条件	基本要件
町内に居住する低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯	○貸付限度額　10万円以内 緊急かつ一時的な生計維持の場合については、限度額１万円以内 ○償還期間　貸付の翌月から６カ月以内 ○償還方法　毎月償還または一括償還 ○貸付利率　無利子 ○延滞利子　延滞元金100円につき１日２銭	○連帯保証人が必要です ○公的貸付制度の利用が優先になります ○発注、購入および支払い済みの経費は対象になりません

福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業

▸保健福祉課地域福祉係　☎IP53－3155

町内の福祉施設等（障がい・介護・保育施設など）に勤務している方または勤務を希望する方の就労定着とスキルアップを目的として、福祉関連の資格取得に要する経費の一部を補助します。

●助成金額

対象経費の3分の2以内（上限額5万円）とし、一年度内1回とします。

※教育訓練制度や勤務先から資格取得に係る手当を受けている場合は、対象経費から控除します。なお、対象経費は、講座等の受講料および教材費。資格試験等の受験料および登録料。その他町長が必要と認める経費とします

※詳しくはＰ75をご覧ください